

定例監査の結果（令和6年1月31日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

|   | 機関名                         | 監査実施日      | 職員調査日                 | 監査の方法 | ページ |
|---|-----------------------------|------------|-----------------------|-------|-----|
| 1 | 総務局                         | 令和5年8月8日   | 令和5年7月25日             | 実地    | 4   |
| 2 | 環境県民局                       | 令和5年8月3日   | 令和5年7月20日             | 実地    | 5   |
| 3 | 教育委員会事務局                    | 令和5年8月23日  | 令和5年8月1日              | 実地    | 7   |
| 4 | 西部総務事務所（本所、総務第二課、呉支所、東広島支所） | 令和5年11月2日  | 令和5年10月7日、14日、19日、23日 | 実地    | 9   |
| 5 | 東部総務事務所（本所、総務第二課）           | 令和5年10月27日 | 令和5年10月5日、17日         | 実地    | 10  |
| 6 | 北部総務事務所（本所、総務第二課）           | 令和5年10月18日 | 令和5年10月3日、4日          | 実地    | 11  |
| 7 | 西部県税事務所（本所、廿日市分室、呉分室、東広島分室） | 令和5年11月2日  | 令和5年10月7日、14日、19日、23日 | 実地    | 12  |
| 8 | 県立文書館                       | 令和5年8月8日   | 令和5年7月25日             | 実地    | 13  |
| 9 | 県立総合技術研究所                   | 令和5年8月8日   | 令和5年7月25日             | 実地    | 14  |

|    | 機関名                           | 監査実施日      | 職員調査日             | 監査の方法 | ページ |
|----|-------------------------------|------------|-------------------|-------|-----|
| 10 | 県立総合技術研究所農業技術センター             | 令和5年11月22日 | 令和5年11月8日         | 実地    | 15  |
| 11 | 県立総合技術研究所林業技術センター             | 令和5年10月18日 | 令和5年10月3日         | 実地    | 16  |
| 12 | 西部厚生環境事務所・保健所（本所、広島支所、呉支所）    | 令和5年11月2日  | 令和5年10月7日、19日、23日 | 実地    | 17  |
| 13 | 西部東厚生環境事務所・保健所                | 令和5年11月2日  | 令和5年10月14日        | 実地    | 18  |
| 14 | 東部厚生環境事務所・保健所（本所、福山支所）        | 令和5年10月27日 | 令和5年10月5日、17日     | 実地    | 19  |
| 15 | 北部厚生環境事務所・保健所                 | 令和5年10月18日 | 令和5年10月3日         | 実地    | 20  |
| 16 | 東部子ども家庭センター                   | 令和5年11月8日  | 令和5年10月24日        | 実地    | 21  |
| 17 | 県立広島高等技術専門校                   | 令和5年11月14日 | 令和5年10月26日        | 実地    | 22  |
| 18 | 県立技術短期大学校                     | 令和5年11月14日 | 令和5年10月26日        | 実地    | 24  |
| 19 | 県立福山高等技術専門校                   | 令和5年11月21日 | 令和5年11月7日         | 実地    | 25  |
| 20 | 西部農林水産事務所（本所、呉農林事業所、東広島農林事業所） | 令和5年11月2日  | 令和5年10月7日、14日、23日 | 実地    | 27  |
| 21 | 西部農業技術指導所                     | 令和5年11月22日 | 令和5年11月8日         | 実地    | 28  |
| 22 | 西部病害虫防除所                      | 令和5年11月22日 | 令和5年11月8日         | 実地    | 29  |
| 23 | 東部農業技術指導所                     | 令和5年11月22日 | 令和5年10月17日        | 実地    | 30  |
| 24 | 東部病害虫防除所                      | 令和5年11月22日 | 令和5年10月17日        | 実地    | 31  |
| 25 | 北部農業技術指導所                     | 令和5年11月22日 | 令和5年10月3日         | 実地    | 32  |
| 26 | 北部病害虫防除所                      | 令和5年11月22日 | 令和5年10月3日         | 実地    | 33  |
| 27 | 西部畜産事務所                       | 令和5年11月2日  | 令和5年10月14日        | 実地    | 34  |
| 28 | 西部家畜保健衛生所                     | 令和5年11月2日  | 令和5年10月14日        | 実地    | 35  |
| 29 | 東部建設事務所（本所、三原支所）              | 令和5年10月27日 | 令和5年10月11日、17日    | 実地    | 36  |
| 30 | 北部建設事務所（本所、庄原支所）              | 令和5年10月18日 | 令和5年10月3日、4日      | 実地    | 37  |
| 31 | 県立埋蔵文化財センター                   | 令和5年8月23日  | 令和5年8月1日          | 実地    | 38  |
| 32 | 県立福山少年自然の家                    | 令和6年1月31日  | 令和5年11月14日        | 書面    | 39  |

|    | 機関名      | 監査実施日     | 職員調査日     | 監査の方法 | ページ |
|----|----------|-----------|-----------|-------|-----|
| 33 | 県立高陽高等学校 | 令和6年1月31日 | 令和5年6月7日  | 書面    | 40  |
| 34 | 海田警察署    | 令和5年9月13日 | 令和5年9月13日 | 実地    | 41  |
| 35 | 廿日市警察署   | 令和5年9月7日  | 令和5年9月7日  | 実地    | 42  |
| 36 | 江田島警察署   | 令和5年9月5日  | 令和5年9月5日  | 実地    | 43  |
| 37 | 東広島警察署   | 令和5年9月12日 | 令和5年9月12日 | 実地    | 44  |
| 38 | 庄原警察署    | 令和5年9月8日  | 令和5年9月8日  | 実地    | 45  |

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

# 1 総務局

## (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県政の基本的事項の企画及び総合調整並びに施策の推進に関する事務  
職員の人事管理に関する事務  
議会及び県の行政一般に関する事務  
県の予算、税その他の財務に関する事務  
行政手続、情報通信、統計に関する事務  
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

イ 組織体制 11課3チーム3担当

|    |  |
|----|--|
| 課名 | 総務課、審理担当、秘書課、人事課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、経営企画チーム、施策形成支援チーム、広報課、統計課、研究開発課、DX推進チーム、デジタル県庁推進担当、デジタル基盤整備課、県庁情報システム担当 |
|----|--|

ウ 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 306人

エ 主な施策（令和4年度）

県行政の基本的事項の企画及び総合調整、施策の推進  
デジタルトランスフォーメーションの推進  
地方創生の推進及び重要施策の総合調整  
内部統制制度の推進

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 2 環境県民局

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務  
県民文化に関する事務  
生活環境及び自然環境の保全に関する事務
- イ 組織体制 11 課 1 担当

|    |  |
|----|--|
| 課名 | 環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、わたらしい生き方応援課、県民活動課、学事課、高等教育担当、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課 |
|----|--|

- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）  
常勤職員及び再任用職員の合計 158 人

- エ 主な施策（令和4年度）
- 文化・芸術の振興
  - 消費者被害の防止と救済
  - 人として互いに尊重する社会づくり
  - 男女共同参画社会づくり
  - 青少年の健全育成と若者の自立支援
  - 私学教育の振興
  - 高等教育機能の向上
  - 地球温暖化の防止
  - 地域環境の保全
  - 自然環境の保全と活用
  - 循環型社会の構築

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

##### ア 管理委任物品の管理について

次の備品について、管理委任の手続は行われているが、物品出納職員に対して、払出しの通知をしていなかったため、備品出納簿に管理委任に関する記録が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

|     |   |
|-----|---|
| 物 品 | 工芸品 1 個 外 16 件（管理委任の記録漏れ）<br>絵画 1 幅 外 67 件（更新した管理委任期間の記録漏れ） |
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第 17 条の 2 第 2 項                                    |

##### イ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 契約名 | 広島県立美術館展示室壁面修繕工事（令和4年度） |
|-----|-------------------------|

(ア) 参考見積書の見積総額を根拠として設計金額を設定しているが、当該見積書を踏まえた仕様書は作成しておらず、設計書も作成していなかった。

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 根 拠 | 公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項 |
|-----|--------------------------|

(イ) 予定価格調書において、消費税及び地方消費税込み額で記載すべき設計金額（予定価格）を、誤って消費税及び地方消費税抜き額で記載していた。

また、低入札価格調査対象工事であるにもかかわらず、予定価格調書に調査基準価格を記載していなかった。

|     |   |
|-----|---|
| 根 拠 | 広島県契約規則第18条、第19条第1項<br>建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条第3項<br>支出マニュアル II第4 執行伺い（予定価格調書の例） |
|-----|---|

### 3 教育委員会事務局

#### (1) 機関の概要

ア 委員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理、学校施設整備に関する事務  
県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務  
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務  
生涯学習、社会教育の振興に関する事務  
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部13課1室1担当1センター

| 部名       | 課名  |
|----------|---|
| 管理部      | 総務課（秘書広報室）、教職員課（福山分室、職員給与室）、施設課、健康福利課、文化財課  |
| 学びの変革推進部 | 学校経営戦略推進課、教育支援推進課、高校入学者選抜制度推進課、乳幼児教育支援センター、義務教育指導課、個別最適な学び担当、高校教育指導課、豊かな心と身体育成課、全国高等学校総合体育大会推進室、特別支援教育課、生涯学習課 |

(ウ) 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 366人

会計年度任用職員数 118人

ウ 主な施策（令和4年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

#### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

##### 【改善を求める事項】

ア 県立高等学校における債権管理について

通信制課程修学奨励金貸付金については、「広島県高等学校定時制及び通信制課程修学奨

励金債権管理事務取扱要綱」に基づき、県立高等学校における債権は各学校において管理し、学校全体で取り組むこととされているが、定例監査において、要綱で定められた債権管理が行われておらず、長期未納の縮減に向けた取組に一層の努力を要する学校が見受けられた。

このため、各学校の債権管理の状況や徴収促進に向けた取組を適切に把握して、状況を踏まえた指導、助言を行うなど、各学校と連携を密にして徴収促進に取り組む必要がある。  
(教育支援推進課)

#### イ 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）が増加しており、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。(教育支援推進課)

| 区 分 | 長期未納（滞納繰越分）<br>[令和4年度決算額] |       | 参考 前回監査時<br>[令和3年度決算額] |       |
|-----|---------------------------|-------|------------------------|-------|
|     | 高等学校授業料                   | 148 人 | 6,403,414 円            | 124 人 |



## 4 西部総務事務所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等        | 所在地                 | 所管区域  |
|--------------|---------------------|---|
| 西部総務事務所      | 広島市中区基町 10 番 52 号   | 広島市、呉市、竹原市、<br>大竹市、東広島市、<br>廿日市市、安芸高田市、<br>江田島市、安芸郡、<br>山県郡、豊田郡 |
| 西部総務事務所総務第二課 | 廿日市市桜尾本町 11 番 1 号   |   |
| 西部総務事務所呉支所   | 呉市西中央一丁目 3 番 25 号   |   |
| 西部総務事務所東広島支所 | 東広島市西条昭和町 13 番 10 号 |   |

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等        | 人数   | 課の数 | 課名等     |
|--------------|------|-----|---------|
| 西部総務事務所      | 15 人 | 1 課 | 総務課     |
| 西部総務事務所総務第二課 | 12 人 | 1 課 | 総務第二課   |
| 西部総務事務所呉支所   | 17 人 | 1 課 | 総務課     |
| 西部総務事務所東広島支所 | 24 人 | 2 課 | 総務課、経理課 |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 5 東部総務事務所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等        | 所在地           | 所管区域                        |
|--------------|---------------|-----------------------------|
| 東部総務事務所      | 福山市三吉町一丁目1番1号 | 三原市、尾道市、福山市、<br>府中市、世羅郡、神石郡 |
| 東部総務事務所総務第二課 | 尾道市古浜町26番12号  |                             |

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等        | 人数  | 課の数 | 課名等     |
|--------------|-----|-----|---------|
| 東部総務事務所      | 21人 | 2課  | 総務課、経理課 |
| 東部総務事務所総務第二課 | 12人 | 1課  | 総務第二課   |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 6 北部総務事務所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること

- イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等        | 所在地            | 所管区域    |
|--------------|----------------|---------|
| 北部総務事務所      | 三次市十日市東四丁目6番1号 | 三次市、庄原市 |
| 北部総務事務所総務第二課 | 庄原市東本町一丁目4番1号  |         |

- ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等        | 人数  | 課の数 | 課名等   |
|--------------|-----|-----|-------|
| 北部総務事務所      | 15人 | 1課  | 総務課   |
| 北部総務事務所総務第二課 | 14人 | 1課  | 総務第二課 |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 7 西部県税事務所

### (1) 機関の概要

ア 主な業務 県税の賦課徴収に関すること  
 県税の窓口領収、納税証明に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等        | 所在地                 | 所管区域  |
|--------------|---------------------|---|
| 西部県税事務所      | 広島市中区基町 10 番 23 号   | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡 |
| 西部県税事務所呉分室   | 呉市西中央一丁目 3 番 25 号   |   |
| 西部県税事務所廿日市分室 | 廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号  |   |
| 西部県税事務所東広島分室 | 東広島市西条昭和町 13 番 10 号 |   |

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等        | 人数    | 課等の数    | 課名等  |
|--------------|-------|---------|--|
| 西部県税事務所      | 132 人 | 7 課 1 班 | 税務管理課、地方税特別滞納整理班、滞納整理第一課、滞納整理第二課、法人課税課、個人課税課、不動産税課、自動車税課 |
| 西部県税事務所呉分室   | 12 人  | 2 班     | 納税班、滞納整理班  |
| 西部県税事務所廿日市分室 | 12 人  | 2 班     | 納税班、滞納整理班  |
| 西部県税事務所東広島分室 | 33 人  | 3 課     | 納税課、不動産評価課、軽油調査課   |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 8 県立文書館

### (1) 機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録(以下「文書等」という。)の収集、整理及び保存に関する事務  
文書等の利用に関する事務  
文書等の調査及び研究に関する事務  
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数(令和5年4月1日現在)

常勤職員数 6人

会計年度任用職員数 7人

エ 主な事業実績(令和4年度)

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理(令和5年4月1日現在)  
行政文書約6万5千冊、行政資料約11万2千冊、古文書約30万点  
マイクロフィルム約236万コマ、複製資料約4万2千冊、図書約2万5千冊
- 利用状況(令和4年度)

| 来館者数   | 文書出納   | 複写枚数   |
|--------|--------|--------|
| 3,059人 | 7,129冊 | 6,443枚 |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 9 県立総合技術研究所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業、農業、畜産業、水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁本館 3 階
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）  
常勤職員数 11 人

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 10 県立総合技術研究所農業技術センター

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 農作物及び果樹に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転  
農作物及び果樹に関する技術の指導、研修及び情報提供
- イ 所在地 本 所：東広島市八本松町原 6869  
果樹研究部：東広島市安芸津町三津 2835
- ウ 組織体制 本 所：4部1課（総務部（管理課）、技術支援部、栽培技術研究部、生産環境研究部）  
果樹研究部：1部1課（管理第二課、果樹研究部）
- エ 職員数 55人（令和5年4月1日現在の常勤職員数）

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

##### 委託契約に係る事務処理について

次の委託契約において、予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、随意契約していた。適正な事務処理に努められたい。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 契約名 | 電気設備保安管理業務（令和3年度～令和5年度） |
| 根 拠 | 広島県契約規則第29条             |

## 11 県立総合技術研究所林業技術センター

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 森林造成及び林業生産に係る試験研究及び技術指導に関すること  
林木育種事業に関すること  
林産物の加工及び利用に係る試験研究及び技術指導に関すること など
- イ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ウ 組織体制 2部1担当（技術支援部、林業研究部、総務担当）
- エ 職員数（令和5年4月1日現在）
- |           |     |
|-----------|-----|
| 常勤職員数     | 12人 |
| 会計年度任用職員数 | 2人  |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。



## 12 西部厚生環境事務所・保健所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること  
 食品衛生・薬事に関すること  
 環境保全、廃棄物対策に関すること  
 試験検査業務に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等                   | 所在地            | 所管区域                               |
|-------------------------|----------------|------------------------------------|
| 西部厚生環境事務所・西部保健所         | 廿日市市桜尾二丁目2番68号 | 広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡 |
| 西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所 | 広島市中区基町10番52号  |                                    |
| 西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所   | 呉市西中央一丁目3番25号  |                                    |

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等                   | 人数  | 課の数 | 課名等                       |
|-------------------------|-----|-----|---------------------------|
| 西部厚生環境事務所・西部保健所         | 62人 | 5課  | 厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課、試験検査課 |
| 西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所 | 46人 | 3課  | 厚生課、保健課、衛生環境課             |
| 西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所   | 23人 | 2課  | 厚生保健課、衛生環境課               |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

### 13 西部東厚生環境事務所・保健所

#### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること  
食品衛生・薬事に関すること  
環境保全・廃棄物対策に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等                 | 所在地                 | 所管区域         |
|-----------------------|---------------------|--------------|
| 西部東厚生環境事務所<br>・西部東保健所 | 東広島市西条昭和町 13 番 10 号 | 竹原市、東広島市、豊田郡 |

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等                 | 人数   | 課の数 | 課名等                 |
|-----------------------|------|-----|---------------------|
| 西部東厚生環境事務所<br>・西部東保健所 | 50 人 | 4 課 | 厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課 |

#### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 14 東部厚生環境事務所・保健所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること  
 食品衛生・薬事に関すること  
 環境保全・廃棄物対策に関すること  
 試験検査業務に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等                   | 所在地               | 所管区域                    |
|-------------------------|-------------------|-------------------------|
| 東部厚生環境事務所・東部保健所         | 尾道市古浜町 26 番 12 号  | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡 |
| 東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所 | 福山市三吉町一丁目 1 番 1 号 |                         |

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等                   | 人数   | 課の数 | 課名等                 |
|-------------------------|------|-----|---------------------|
| 東部厚生環境事務所・東部保健所         | 59 人 | 4 課 | 厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課 |
| 東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所 | 40 人 | 4 課 | 厚生課、保健課、衛生環境課、試験検査課 |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 15 北部厚生環境事務所・保健所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること  
食品衛生・薬事に関すること  
環境保全・廃棄物対策に関すること など

#### イ 所在地、所管区域

| 事務所名等               | 所在地            | 所管区域    |
|---------------------|----------------|---------|
| 北部厚生環境事務所<br>・北部保健所 | 三次市十日市東四丁目6番1号 | 三次市、庄原市 |

#### ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等               | 人数  | 課の数 | 課名等                 |
|---------------------|-----|-----|---------------------|
| 北部厚生環境事務所<br>・北部保健所 | 41人 | 4課  | 厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課 |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 16 東部こども家庭センター

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること  
 児童に関する相談に関すること  
 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関する  
 こと  
 配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援、医  
 学的又は心理学的な指導等に関すること  
 児童の一時保護に関すること など

イ 所在地 福山市瀬戸町山北 291-1

ウ 組織体制 4 課（総務課、相談援助第一課、相談援助第二課、一時保護課）

エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 58 人

会計年度任用職員数 20 人

オ 主な事業実績（令和 4 年度）

(ア) 相談種別受付件数

(単位：件)

| 心身障害 | 養護    | 育成 | 非行 | 保健 | その他 | 計     |
|------|-------|----|----|----|-----|-------|
| 772  | 1,889 | 48 | 97 | 0  | 13  | 2,819 |

(イ) 児童虐待相談処理件数

(単位：件)

| 身体的虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 心理的虐待 | 計     |
|-------|-------|------|-------|-------|
| 482   | 322   | 14   | 708   | 1,526 |

(ウ) 一時保護状況

| 実人員   | 延人員     |
|-------|---------|
| 359 人 | 5,777 人 |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

##### 借受財産の管理について

次の財産について、借受けの手続きは行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

|     |   |
|-----|---|
| 財 産 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場（16 台分）</li> <li>・ 駐車場（7 台分）</li> <li>・ 駐車場（17 台分）</li> <li>・ 駐車場（20 台分）</li> </ul> |
| 根 拠 | 広島県公有財産管理規則第 61 条、第 64 条  |

## 17 県立広島高等技術専門校

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施  
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、訓練課）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）  
常勤職員及び再任用職員の合計 19 人  
（校長、庶務課職員 7 人、訓練企画担当職員 4 人は技術短期大学校と兼務。）  
会計年度任用職員数 21 人
- オ 職業訓練実施状況（令和 4 年度）

#### (ア) 施設内訓練

(単位：人)

| 訓練科目             |          | 訓練期間 | 定員 | 応募者数 | 入校者数 | 修了者数 | 就職者数 |
|------------------|----------|------|----|------|------|------|------|
| 普通職業訓練<br>(普通課程) | 自動車板金科   | 1 年  | 15 | 9    | 9    | 3    | 3    |
|                  | 電気設備科    | 1 年  | 20 | 20   | 19   | 13   | 13   |
|                  | 建築インテリア科 | 1 年  | 20 | 13   | 12   | 10   | 8    |
|                  | 小 計      |      | 55 | 42   | 40   | 26   | 24   |
| 普通職業訓練<br>(短期課程) | 自動車板金科   | 1 年  | 5  | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                  | 小 計      |      | 5  | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 合 計              |          |      | 60 | 42   | 40   | 26   | 24   |

(注)・第 2 志望で合格した者については、応募は第 1 志望の科、合格は第 2 志望の科で集計。

・就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

#### (イ) 委託訓練

(単位：人)

| 訓練科目                      |        | 訓練期間 | 定員  | 応募者数 | 入校者数 | 修了者数 | 就職者数 |
|---------------------------|--------|------|-----|------|------|------|------|
| 介護福祉士養成科 (R4-R5)<br>3 コース | 2 年    | 27   | 11  | 11   | 7    | —    |      |
| 社会福祉士養成科<br>1 コース         | 1 年    | 5    | 6   | 5    | 5    | 4    |      |
| 精神保健福祉士養成科<br>1 コース       | 1 年    | 5    | 7   | 5    | 5    | 5    |      |
| 経理事務パソコン科等<br>42 コース      | 3～6 か月 | 764  | 762 | 571  | 503  | 346  |      |
| 合 計                       |        |      | 801 | 786  | 592  | 520  | 355  |

(注)・介護福祉士養成科の修了者数は、進級者数。

・就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

## (ウ) 在職者訓練

(単位：人)

| 訓練科目 |              | 訓練時間  | 定員 | 応募者数 | 受講者数 | 修了者数 |
|------|--------------|-------|----|------|------|------|
| 短期課程 | 第二種電気工事士（学科） | 12 時間 | 10 | 13   | 13   | 12   |
|      | 第二種電気工事士（実技） | 12 時間 | 10 | 13   | 13   | 11   |
|      | 第一種電気工事士（学科） | 12 時間 | 10 | 11   | 11   | 6    |
|      | 第一種電気工事士（実技） | 12 時間 | 10 | 9    | 9    | 9    |
| 合 計  |              |       | 40 | 46   | 46   | 38   |

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

## 【改善を求める事項】

## 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約していた。設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定する必要がある。

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 契約名 | 本館実習棟3北側法面伐採及び草刈り等業務 |
|-----|----------------------|

## 18 県立技術短期大学校

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める高度職業訓練の実施  
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、教務課）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）  
常勤職員及び再任用職員の合計 23 人  
（校長、庶務課職員 7 人、訓練企画担当職員 4 人は広島高等技術専門校と兼務。）  
会計年度任用職員数 8 人
- オ 職業訓練実施状況（令和 4 年度）

#### (ア) 専門課程（施設内訓練）

（単位：人）

| 訓練科           | 訓練期間 | 学年 | 定員 | 応募者数 | 入校者数 | 在籍者数 | 修了者数 |
|---------------|------|----|----|------|------|------|------|
| 機械システム<br>技術科 | 2年   | 1  | 15 | 2    | 2    | 2    | —    |
|               |      | 2  | 20 | 6    | 6    | —    | 6    |
| 制御システム<br>技術科 | 2年   | 1  | 15 | 7    | 7    | 5    | —    |
|               |      | 2  | 20 | 17   | 14   | —    | 13   |
| 合 計           |      |    | 70 | 32   | 29   | 7    | 19   |

（注）令和 3 年度まで「機械システム技術科」は「生産技術科」、「制御システム技術科」は「制御技術科」という訓練科名。

#### (イ) 専門短期訓練（在職者訓練）

（単位：人）

| 訓練科目（講座名）    | 訓練時間          | 定員 | 応募者数 | 受講者数 | 修了者数 |
|--------------|---------------|----|------|------|------|
| 機械基礎製図等 3 講座 | 12 時間又は 18 時間 | 30 | 17   | 17   | 16   |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。



## 19 県立福山高等技術専門校

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施  
公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助  
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 福山市山手町六丁目 30 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、訓練課）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）  
常勤職員及び再任用職員の合計 19 人  
会計年度任用職員 22 人
- オ 職業訓練実施状況（令和 4 年度）

#### (ア) 施設内訓練

（単位：人）

| 訓練科目等            |                 | 訓練期間 | 定員  | 応募者数 | 入校者数 | 修了者数 | 就職者数 |
|------------------|-----------------|------|-----|------|------|------|------|
| 普通職業訓練<br>(普通課程) | 機械システム科         | 1 年  | 20  | 10   | 10   | 9    | 9    |
|                  | 電気設備科           | 1 年  | 20  | 19   | 15   | 15   | 15   |
|                  | 自動車整備科<br>(1 年) | 2 年  | 20  | 17   | 15   | 10   | —    |
|                  | 自動車整備科<br>(2 年) |      | 20  | 16   | 10   | 8    | 8    |
|                  | 溶接加工科           | 1 年  | 20  | 4    | 3    | 2    | 2    |
|                  | 建築科             | 1 年  | 10  | 7    | 7    | 7    | 5    |
|                  | 小 計             |      | 110 | 73   | 60   | 51   | 39   |
| 普通職業訓練<br>(短期課程) | 溶接加工科           | 1 年  | 若干名 | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                  | 建築科             | 1 年  | 若干名 | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                  | 小 計             |      | —   | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 合 計              |                 |      | 110 | 73   | 60   | 51   | 39   |

(注)・自動車整備科 1 年の修了者数は、進級者数。

- ・第 2 志望で合格した者については、応募は第 1 志望の科、合格は第 2 志望の科で集計。

#### (イ) 委託訓練

（単位：人）

| 訓練科目 |                         | 訓練期間   | 定員  | 応募者数 | 入校者数 | 修了者数 | 就職者数 |
|------|-------------------------|--------|-----|------|------|------|------|
| 普通課程 | 介護福祉士養成科<br>(1 年)       | 2 年    | 10  | 13   | 10   | 9    | —    |
|      | 介護福祉士養成科<br>(2 年)       |        | 9   | 9    | 9    | 7    | 7    |
| 短期課程 | CAD オペレータ科<br>ほか 18 コース | 3～6 か月 | 386 | 452  | 315  | 273  | 153  |
| 合 計  |                         |        | 405 | 474  | 334  | 289  | 160  |

(注)・介護福祉士養成科 1 年の修了者数は、進級者数。

(ウ) 在職者訓練

(単位：人)

| 訓練科目       | 訓練時間    | 定員 | 応募者数 | 受講者数 | 修了者数 |
|------------|---------|----|------|------|------|
| 機械加工科ほか4講座 | 12～18時間 | 65 | 56   | 55   | 50   |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 20 西部農林水産事務所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 農林水産業の振興に関すること  
 農道・林道などの整備に関すること  
 保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等                 | 所在地                 | 所管区域  |
|-----------------------|---------------------|---|
| 西部農林水産事務所             | 広島市中区基町 10 番 52 号   | 広島市、呉市、竹原市、<br>大竹市、東広島市、<br>廿日市市、安芸高田市、<br>江田島市、安芸郡、<br>山県郡、豊田郡 |
| 西部農林水産事務所<br>呉農林事業所   | 呉市西中央一丁目 3 番 25 号   |   |
| 西部農林水産事務所<br>東広島農林事業所 | 東広島市西条昭和町 13 番 10 号 |   |

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等                 | 人数    | 課の数 | 課名等   |
|-----------------------|-------|-----|---|
| 西部農林水産事務所             | 104 人 | 8 課 | 農村振興課、水産課、水産第二課、<br>農村整備第一課、農村整備第二課、<br>林務第一課、林務第二課、林務第三課 |
| 西部農林水産事務所<br>呉農林事業所   | 43 人  | 3 課 | 農村振興課、農村整備課、林務課   |
| 西部農林水産事務所<br>東広島農林事業所 | 60 人  | 3 課 | 農村振興課、農村整備課、林務課   |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 21 西部農業技術指導所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導  
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導  
試験研究機関等との連携及び調整  
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修  
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- イ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ウ 職員数 54 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 22 西部病害虫防除所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 植物の検疫  
市町、農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力  
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- イ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ウ 職員数 3人（令和5年4月1日現在の常勤職員数）  
ただし、西部農業技術指導所所長及び次長（3名）が兼職

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 23 東部農業技術指導所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導  
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導  
試験研究機関等との連携及び調整  
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修  
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- イ 所在地 福山市三吉町一丁目1-1
- ウ 職員数 30人(令和5年4月1日現在の常勤職員数)

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

##### 郵便切手類の管理について

自動車航送乗船回数券について、有効期間内に未使用分の払戻手続きを行わず、金券としての価値を損なっているものがあった。有効期間内の使用見込みを踏まえた購入枚数とするなど適正な事務処理に努められたい。

|    |              |
|----|--------------|
| 根拠 | 広島県物品管理規則第5条 |
|----|--------------|

## 24 東部病害虫防除所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 植物の検疫  
市町、農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力  
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- イ 所在地 福山市三吉町一丁目1-1
- ウ 職員数 2人(令和5年4月1日現在の常勤職員数)  
ただし、東部農業技術指導所所長及び次長が兼職

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 25 北部農業技術指導所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導  
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導  
試験研究機関等との連携及び調整  
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修  
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- イ 所在地 三次市十日市東四丁目 6 - 1
- ウ 職員数 20 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数)

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。



## 26 北部病虫害防除所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 植物の検疫  
市町、農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力  
病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供
- イ 所在地 三次市十日市東四丁目 6 - 1
- ウ 職員数 2人（令和5年4月1日現在の常勤職員数）  
ただし、北部農業技術指導所所長及び次長が兼職

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 27 西部畜産事務所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること  
畜産物の生産及び流通に関すること  
家畜の改良増殖に関すること  
草地の造成及び改良に関すること  
畜産経営に係る環境整備に関すること  
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること  
動物用薬事に関すること  
飼料の安全に関すること など

### イ 所在地、所管区域

| 所在地            | 所管区域  |
|----------------|---|
| 東広島市西条御条町1番15号 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡 |

### ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 人数  | 課の数 | 課名等             |
|-----|-----|-----------------|
| 31人 | 3課  | 畜産振興課、防疫課、病性鑑定課 |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 28 西部家畜保健衛生所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること  
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること  
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること  
獣医事に関すること など

### イ 所在地、所管区域

| 所在地            | 所管区域  |
|----------------|---|
| 東広島市西条御条町1番15号 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡 |

- ウ 職員数 3人（令和5年4月1日現在の常勤職員数）  
ただし、西部畜産事務所所長及び次長2人が兼職

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 29 東部建設事務所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 道路・河川などの整備に関すること  
 道路・河川などの維持管理に関すること  
 公共用地の取得に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等       | 所在地           | 所管区域                    |
|-------------|---------------|-------------------------|
| 東部建設事務所     | 福山市三吉町一丁目1番1号 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡 |
| 東部建設事務所三原支所 | 三原市円一町二丁目4番1号 |                         |

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等       | 人数   | 課等の数          | 課名等   |
|-------------|------|---------------|---|
| 東部建設事務所     | 137人 | 1班9課<br>1所16係 | 事業調整特別班、管理課、用地課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、港湾課、建築課、福山幹線道路建設事業課、鞆地区まちづくり推進事業所 |
| 東部建設事務所三原支所 | 87人  | 6課1班          | 事業調整特別班、建設総務課、管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課                                     |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 30 北部建設事務所

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 道路・河川などの整備に関すること  
道路・河川などの維持管理に関すること  
公共用地の取得に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等       | 所在地              | 所管区域    |
|-------------|------------------|---------|
| 北部建設事務所     | 三次市十日市東四丁目 6 - 1 | 三次市、庄原市 |
| 北部建設事務所庄原支所 | 庄原市東本町一丁目 4 - 1  |         |

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等       | 人数   | 課等の数       | 課名等                             |
|-------------|------|------------|---------------------------------|
| 北部建設事務所     | 55 人 | 5 課<br>1 班 | 事業調整特別班、<br>管理課、用地課、維持課、工務課、建築課 |
| 北部建設事務所庄原支所 | 44 人 | 2 課<br>1 班 | 事業調整特別班、<br>管理用地課、土木課           |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

#### 【指摘事項】

##### 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして随意契約を行っているが、4 者による見積り合わせを実施していることから、性質又は目的が競争入札に適しないとの理由には合理性がなく、競争入札の方法により契約すべきであった。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所庄原支所）

|     |   |
|-----|---|
| 契約名 | ・庄原ダム ダム管理用制御処理設備保守点検業務（令和 2 年度～令和 4 年度）<br>・庄原ダム ダム非常用発電機設備保守点検業務（令和 2 年度～令和 4 年度） |
| 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  |

#### 【改善を求める事項】

##### 文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき文書管理システムを使用する必要がある。（北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所）

|     |                  |
|-----|------------------|
| 根 拠 | 広島県文書等管理規程第 20 条 |
|-----|------------------|

## 31 県立埋蔵文化財センター

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）  
常勤職員数 8人（専任職員なし、兼務職員8人）
- エ 主な事業実績（令和4年度）
  - 出土遺物の保存処理 213点、出土遺物等の貸出
  - 市町職員の発掘調査技術研修2課程
  - 出土遺物、写真資料、図書資料の整理・保存
  - 埋蔵文化財の調査研究成果を周知・広報するシンポジウム開催

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 32 県立福山少年自然の家

### (1) 機関の概要

ア 主な業務 少年の自然観察、野外活動、集団活動及び少年指導者の研修に関する業務

イ 所在地 福山市金江町藁江 619-2

ウ 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員数 5人

会計年度任用職員数 3人

エ 利用状況（令和4年度）

| 利用団体数  | 延利用者数    | 内宿泊利用   |
|--------|----------|---------|
| 587 団体 | 11,607 人 | 5,272 人 |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

##### フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、前回監査時（平成30年9月執行）に同様の指摘を行ったにもかかわらず、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

|      |   |
|------|---|
| 使用機器 | 冷蔵庫 1台<br>その他の冷房器具 2台   |
| 根拠   | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条<br>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号) |

### 33 県立高陽高等学校

#### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施  
 イ 所在地 広島市安佐北区真亀3丁目22-1  
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)  
     全日制 本務者数 47人  
             非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10人

#### エ 生徒の状況

| 課 程              |       | 全日制           |      |      |      |
|------------------|-------|---------------|------|------|------|
|                  |       | 普通科           |      |      |      |
| 学科・学年等           |       | 1             | 2    | 3    | 計    |
| 総定員 (人)          |       | 240           | 240  | 240  | 720  |
| 生徒数 (人)          |       | 238           | 237  | 235  | 710  |
| 充足率 (%)          |       | 99.2          | 98.8 | 97.9 | 98.6 |
| 退学者 (人)          |       | 0 (0)         |      |      |      |
| 休学者 (人)          |       | 3 (0)         |      |      |      |
| 進<br>学<br>就<br>職 | 大学・短大 | 196 人 (84.8%) |      |      |      |
|                  | 専修・各種 | 25 人 (10.8%)  |      |      |      |
|                  | 就 職   | 2 人 (0.9%)    |      |      |      |
|                  | その他   | 8 人 (3.5%)    |      |      |      |

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

#### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。



## 34 海田警察署

### (1) 機関の概要

|                   |   |
|-------------------|---|
| ア 主な業務            | 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務 |
| イ 所在地             | 安芸郡海田町つくも町1番45号                               |
| ウ 所管区域            | 広島市安芸区、海田町、熊野町、坂町                             |
| エ 管内面積            | 157.32 km <sup>2</sup>                        |
| オ 管内人口            | 139,775人(令和5年4月1日現在)                          |
| カ 組織体制            | 7課(警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課)             |
| キ 職員数(令和5年4月1日現在) |   |
|                   | 常勤職員数 156人                                    |
|                   | 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 19人                       |

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 35 廿日市警察署

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 廿日市市本町1番10号
- ウ 所管区域 廿日市市
- エ 管内面積 489.49 km<sup>2</sup>
- オ 管内人口 116,087人(令和5年4月1日現在)
- カ 組織体制 7課(警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課)
- キ 職員数(令和5年4月1日現在)  
常勤職員数 127人  
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 14人

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 36 江田島警察署

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 江田島市江田島町中央四丁目 13 番 1 号
- ウ 所管区域 江田島市全域
- エ 管内面積 100.70 km<sup>2</sup>
- オ 管内人口 20,955 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）
- カ 組織体制 5 課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域交通課、警備課）
- キ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）  
常勤職員数 42 人  
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 7 人

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 37 東広島警察署

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 東広島市西条昭和町4番11号
- ウ 所管区域 東広島市
- エ 管内面積 635.16km<sup>2</sup>
- オ 管内人口 189,728人(令和5年4月1日現在)
- カ 組織体制 8課(警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課)
- キ 職員数(令和5年4月1日現在)  
常勤職員数 199人  
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 21人

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 38 庄原警察署

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 庄原市中本町一丁目3番8号
- ウ 所管区域 庄原市
- エ 管内面積 1,246.60 km<sup>2</sup>
- オ 管内人口 32,343人（令和5年4月1日現在）
- カ 組織体制 6課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域課、交通課、警備課）
- キ 職員数（令和5年4月1日現在）  
常勤職員数 60人  
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 9人

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

# 令和5年度定例監査の結果報告（第4回）について

## 概要版

令和6年2月29日  
監査委員

### 1 令和5年度定例監査結果（令和5年6月7日～令和6年1月31日までに実施した団体等）の概要

#### (1) 実施機関数

| 実施機関 | 今回公表分<br>(第4回) | 監査実施済分<br>(第1～3回) | 監査実施<br>予定分 | 合計 |
|------|----------------|-------------------|-------------|----|
| 県の機関 | 38             | 58                | 2           | 98 |
| 合計   | 38             | 58                | 2           | 98 |

#### (2) 機関別監査結果

| 所管    | 監査対象機関数 |                       | 監査結果 |              |            |
|-------|---------|-----------------------|------|--------------|------------|
|       |         | うち指摘<br>事項等を<br>付した機関 | 指摘事項 | 改善を求<br>める事項 | 検討要請<br>事項 |
| 知事部局等 | 29      | 6                     | 7    | 2            | 0          |
| 教育委員会 | 4       | 2                     | 1    | 2            | 0          |
| 警察本部  | 5       | 0                     | 0    | 0            | 0          |
| 合計    | 38      | 8                     | 8    | 4            | 0          |

※一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

#### (3) 性質別監査結果

| 内 容                       | 指摘事項 | 改善を求める<br>事項 | 検討要請事項 |
|---------------------------|------|--------------|--------|
| 収入（長期未納（滞納繰越分）など）         | 0    | 2            | 0      |
| 支出（委託業務や物品購入の契約事務など）      | 2    | 1            | 0      |
| 財産（行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など） | 3    | 0            | 0      |
| 工事（工事や補償に係る事務など）          | 2    | 0            | 0      |
| その他                       | 1    | 1            | 0      |
| 合計                        | 8    | 4            | 0      |

### 2 主な指摘事項

#### (1) 管理委任物品の管理について

管理委任物品について、管理委任の手続は行われているが、物品出納職員に対して、払出しの通知をしていなかったため、備品出納簿に管理委任の記録がされていなかったもの

#### (2) 郵便切手類の管理について

自動車航送乗船回数券について、有効期間内に使用しておらず、金券としての価値を損なっているものがあったもの

[参 考] 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項の区分（すべて公表事項）

| 区 分      | 内 容  | 対 応       |
|----------|--|-----------|
| 指摘事項     | ・法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（※軽微なものを除く） | 措置状況を求める  |
| 改善を求める事項 | ・業務の執行等において改善を求めるもの<br>・長期未納のうち改善を求める必要があるもの     |           |
| 検討要請事項   | ・業務の執行等において今後検討を要請するもの                           | 措置状況を求めない |

## 3 監査対象機関別の監査結果について

(単位：件)

|     | 所管    | 対象機関名                       | 指摘事項 | 改善を求<br>める事項 | 検討要請<br>事項 |
|-----|-------|-----------------------------|------|--------------|------------|
| 1   | 知事部局等 | 総務局                         | 0    | 0            | 0          |
| 2   |       | 環境県民局                       | 3    | 0            | 0          |
| 3   |       | 教育委員会事務局                    | 0    | 2            | 0          |
| 4   |       | 西部総務事務所（本所、総務第二課、呉支所、東広島支所） | 0    | 0            | 0          |
| 5   |       | 東部総務事務所（本所、総務第二課）           | 0    | 0            | 0          |
| 6   |       | 北部総務事務所（本所、総務第二課）           | 0    | 0            | 0          |
| 7   |       | 西部県税事務所（本所、廿日市分室、呉分室、東広島分室） | 0    | 0            | 0          |
| 8   |       | 県立文書館                       | 0    | 0            | 0          |
| 9   |       | 県立総合技術研究所                   | 0    | 0            | 0          |
| 10  |       | 県立総合技術研究所農業技術センター           | 1    | 0            | 0          |
| 11  |       | 県立総合技術研究所林業技術センター           | 0    | 0            | 0          |
| 12  |       | 西部厚生環境事務所・保健所（本所、広島支所、呉支所）  | 0    | 0            | 0          |
| 13  |       | 西部東厚生環境事務所・保健所              | 0    | 0            | 0          |
| 14  |       | 東部厚生環境事務所・保健所（本所、福山支所）      | 0    | 0            | 0          |
| 15  |       | 北部厚生環境事務所・保健所               | 0    | 0            | 0          |
| 16  |       | 東部こども家庭センター                 | 1    | 0            | 0          |
| 17  |       | 県立広島高等技術専門学校                | 0    | 1            | 0          |
| 18  |       | 県立技術短期大学校                   | 0    | 0            | 0          |
| 19  |       | 県立福山高等技術専門学校                | 0    | 0            | 0          |
| 20  |       | 西部農林水産事務所（本所、呉、東広島）         | 0    | 0            | 0          |
| 21  |       | 西部農業技術指導所                   | 0    | 0            | 0          |
| 22  |       | 西部病虫害防除所                    | 0    | 0            | 0          |
| 23  |       | 東部農業技術指導所                   | 1    | 0            | 0          |
| 24  |       | 東部病虫害防除所                    | 0    | 0            | 0          |
| 25  |       | 北部農業技術指導所                   | 0    | 0            | 0          |
| 26  |       | 北部病虫害防除所                    | 0    | 0            | 0          |
| 27  |       | 西部畜産事務所                     | 0    | 0            | 0          |
| 28  |       | 西部家畜保健衛生所                   | 0    | 0            | 0          |
| 29  |       | 東部建設事務所（本所、三原）              | 0    | 0            | 0          |
| 30  |       | 北部建設事務所（本所、庄原支所）            | 1    | 1            | 0          |
| 31  | 教育委員会 | 県立埋蔵文化財センター                 | 0    | 0            | 0          |
| 32  |       | 県立福山少年自然の家                  | 1    | 0            | 0          |
| 33  |       | 県立高陽高等学校                    | 0    | 0            | 0          |
| 34  | 警察本部  | 海田警察署                       | 0    | 0            | 0          |
| 35  |       | 廿日市警察署                      | 0    | 0            | 0          |
| 36  |       | 江田島警察署                      | 0    | 0            | 0          |
| 37  |       | 東広島警察署                      | 0    | 0            | 0          |
| 38  |       | 庄原警察署                       | 0    | 0            | 0          |
| 合 計 |       |                             | 8    | 4            | 0          |

#### 4 監査結果の概要

|    | 機 関 名                       | 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項   |
|----|-----------------------------|--|
| 1  | 総務局                         | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 2  | 環境県民局                       | 【指摘事項】<br>○ 管理委任物品について、管理委任の手続は行われているが、物品出納職員に対して、払出しの通知をしていなかったため、備品出納簿に管理委任の記録がされていなかったもの<br>○ 工事請負契約において、参考見積書の見積総額を根拠として設計金額を設定しているが、仕様書及び設計書を作成してなかったもの<br>○ 工事請負契約において、予定価格調書の消費税及び地方消費税込み額で記載すべき設計金額（予定価格）を、誤って消費税及び地方消費税抜き額で記載していたもの。また、低入札価格調査対象工事であるにもかかわらず、予定価格調書に調査基準価格を記載してなかったもの<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし |
| 3  | 教育委員会事務局                    | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】<br>○ 県立高等学校における債権管理について、各県立高等学校の債権管理の状況や徴収促進に向けた取組を適切に把握して、状況を踏まえた指導、助言を行うなど、学校と連携を密にして徴収促進に取り組むことを求めたもの<br>○ 長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を求めたもの<br>【検討要請事項】 なし  |
| 4  | 西部総務事務所（本所、総務第二課、呉支所、東広島支所） | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 5  | 東部総務事務所（本所、総務第二課）           | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 6  | 北部総務事務所（本所、総務第二課）           | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 7  | 西部県税事務所（本所、廿日市分室、呉分室、東広島分室） | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 8  | 県立文書館                       | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 9  | 県立総合技術研究所                   | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 10 | 県立総合技術研究所農業技術センター           | 【指摘事項】<br>○ 委託契約において、予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、随意契約していたもの<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 11 | 県立総合技術研究所林業技術センター           | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |



|    | 機 関 名                          | 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項   |
|----|--------------------------------|--|
| 12 | 西部厚生環境事務所・保健所<br>(本所、広島支所、呉支所) | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 13 | 西部東厚生環境事務所・保健所                 | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 14 | 東部厚生環境事務所・保健所<br>(本所、福山支所)     | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 15 | 北部厚生環境事務所・保健所                  | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 16 | 東部子ども家庭センター                    | 【指摘事項】<br>○ 借受財産について、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 17 | 県立広島高等技術専門校                    | 【指摘事項】<br>【改善を求める事項】<br>○ 委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合の範囲内であるとして随意契約していたことから、設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、委託業務の契約を締結する場合は、適切な契約方法を選定し、適正な事務処理を行うことを求めたもの<br>【検討要請事項】 なし |
| 18 | 県立技術短期大学校                      | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 19 | 県立福山高等技術専門校                    | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 20 | 西部農林水産事務所(本所、呉、東広島)            | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 21 | 西部農業技術指導所                      | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 22 | 西部病害虫防除所                       | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 23 | 東部農業技術指導所                      | 【指摘事項】<br>○ 自動車航送乗船回数券について、有効期間内に未使用分の払戻手続きを行わず、金券としての価値を損なっているものがあったもの<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 24 | 東部病害虫防除所                       | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 25 | 北部農業技術指導所                      | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |

|    | 機 関 名            | 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項   |
|----|------------------|--|
| 26 | 北部病害虫防除所         | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 27 | 西部畜産事務所          | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 28 | 西部家畜保健衛生所        | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 29 | 東部建設事務所(本所、三原)   | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 30 | 北部建設事務所(本所、庄原支所) | 【指摘事項】<br>○ 委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして随意契約を行っているが、4者による見積り合わせを実施していることから、性質又は目的が競争入札に適しないとの理由には合理性がなく、競争入札の方法により契約すべきであったもの<br>【改善を求める事項】<br>○ 起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあつたことから、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用するよう求めたもの<br>【検討要請事項】 なし |
| 31 | 県立埋蔵文化財センター      | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 32 | 県立福山少年自然の家       | 【指摘事項】<br>○ フロン類を使用した機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかったもの<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし   |
| 33 | 県立高陽高等学校         | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 34 | 海田警察署            | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 35 | 廿日市警察署           | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 36 | 江田島警察署           | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 37 | 東広島警察署           | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |
| 38 | 庄原警察署            | 【指摘事項】 なし<br>【改善を求める事項】 なし<br>【検討要請事項】 なし  |